

＜令和7(2025)年度公募における主な変更点等＞

(1) 継続事業課題の事業計画の大幅な変更の取扱いについて

○新規公募年度に継続が予定されている課題（以下「継続事業課題」という。）について、これまで、事業計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（計画調書）の提出を受け、改めて審査を行うこととしていましたが、繰越手続きの弾力的な運用により事業計画を柔軟に変更することが可能となっており、利用実績も減少していることから、令和7(2025)年度公募より継続事業課題の応募受付を取り止めることとしました。